

諮問日：令和元年6月14日（令和元年度（最情）諮問第15号）

答申日：令和2年12月24日（令和2年度（最情）答申第35号）

件名：刑事事実認定ガイドの一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「刑事事実認定ガイドの最新版」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「刑事事実認定ガイド（平成28年9月）」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）については、別紙記載の各部分を開示すべきである。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年3月29日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に定める不開示情報に相当するか不明である。
- 2 司法研修所の教材の中には市販されているものがあるし、インターネットで公表されているものもある。それにもかかわらず、司法修習生の積極的な学修が妨げられているわけではない。
- 3 特定団体は、実際の事件を素材として法務省法務総合研究所が作成した事件記録教材や、実際の事件を素材として司法研修所が作成した裁判記録教材を市販している。また、「この参考記録は、すべて実在の記録に基づいて作成した

ものであるから、その取扱いについては、十分慎重を期されたい。」と注記されていて、4ページある前科調書まで含まれている「刑事第一審公判手続の概要（平成21年版）―参考記録に基づいて―」についても市販されている。それにもかかわらず、特定の個人が識別されたり個人の権利利益が害されたりするような事態は発生していない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 (1) 本件対象文書は、毎年、司法修習生に対して、修習開始前に事前発送しているテキスト教材である。同教材は、第1章として、具体的事案の記録と同事案の事実認定に関して検討すべき設問、第2章として、設問の解答を導くために必要な事実認定の基本的な考え方の解説からなり、第2章を参照しつつ第1章の設問を検討することを通じて、修習開始前に、刑事事実認定に関する基本的な視点や考え方を自修することができる構成となっている。また、修習開始後は、司法研修所教官や分野別実務修習における指導裁判官の指導を受けながら必要に応じて参照し、あるいは通読することにより、修習内容の復習や、定着、深化に役立てることも期待されている。本件対象文書は、上記のとおり、司法修習生が、司法修習開始前に自修したり、修習中に参照、復習したりして、刑事事件に関する事実認定能力をかん養するための教材文書である。

この教材の内容を開示した場合には、その情報が流布され、設問の検討のポイントや解答案が作成されて一般に公開されることによって、司法修習生が主体的な取組をしなくなるおそれがあるし、刑事事実認定は個別性が高く、事案の特質に応じて問題となる点は様々であるのに、解説に記載された基本的な考え方のみ習得すれば答えが出せるとの誤解を生み、司法修習生の積極的な学修の妨げとなるおそれもある。

したがって、これらの情報は、開示することにより修習の目的が達成されず、修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

(2) また、とりわけ第1章の記録編については、実在の事件記録を題材として作成されたものであるところ、固有名詞や住所、事件内容の一部に加工処理を行うなど、特定の事件に結びつかないよう抽象化処理が行われているものの、他の情報と照合すること等により特定の個人を識別することが可能な場合も考えられるし、特定の個人を識別できないとしても、公になることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。そして、このように特定の個人が識別されたり個人の権利利益が害されるような事態となれば、今後、実在の事件記録を題材として教材を作成することが困難となり、修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

2 本件不開示部分に記載された情報について改めて検討した結果、別紙記載の各部分については、第1章の記録編や具体的事案の検討等とは離れた、事実認定の教材で通常用いられる用語や概念等の一般的・概括的な解説及び図にとどまることから、当該部分はこれを公にしても個人の権利利益を害するおそれや修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは小さく、法5条1号又は6号に定める不開示情報には相当しないものとして、これを開示することが相当であると考えてに至った。

なお、その余の部分については、上記1のとおり、公にすると個人の権利利益を害するおそれがある情報又は公にすると修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、法5条1号又は6号に定める不開示情報に相当すると思料する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 令和元年6月14日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月4日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年9月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

- ⑤ 同年12月20日 審議
- ⑥ 令和2年6月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑦ 同年8月21日 審議
- ⑧ 同年10月12日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑨ 同年11月20日 審議
- ⑩ 同年12月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 (1) 本件対象文書について

見分の結果によれば、本件対象文書は、司法修習生に対して配布されている刑事事実認定に関する教材であり、第1章として具体的事案の記録と同事案の事実認定に関して検討すべき設問が、第2章として当該設問の解答を導くために必要な事実認定の基本的な考え方の解説が記載されているものであり、本件不開示部分は、表紙やはしがき等を除いた見出しや本文の記載であることが認められる。

(2) 本件不開示部分のうち別紙記載の各部分について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件不開示部分に記載された情報について改めて検討した結果、別紙記載の各部分については、第1章の具体的事案の記録や同事案の検討に係る事項等とは離れたもので、事実認定の教材で通常用いられる用語や概念等の一般的あるいは概括的な解説及びその補助の図にとどまることから、同部分はこれを公にしても個人の権利利益を害するおそれや修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは小さく、法5条1号又は6号に定める不開示情報には相当しないものとして、これを開示することが相当であると考えに至ったとのことである。このような説明及び別紙記載の各部分の記載内容を踏まえるならば、同部分については、これが公にされたとしても、個人の権利利益を害するおそれや修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。そのほか、別紙記載の

各部分について、法5条に規定する不開示情報に相当するような記載は見当たらない。

したがって、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分は、法5条に規定する不開示情報に相当するとは認められない。

(3) 本件不開示部分のうち別紙記載の各部分を除く部分について

本件不開示部分のうち別紙記載の各部分を除く部分については、その記載内容のほか、本件対象文書が司法修習生の自修等に利用される教材であるという性格をも踏まえて検討すれば、同部分が公にされた場合には、その情報が流布され、設問の検討のポイントや解答案が作成されて一般に公開されることによって、司法修習生が主体的な取組をすることを妨げるおそれがあり、また、刑事事実認定は個別性が高く、事案の特質に応じて問題となる点は様々であるのに、解説に記載された基本的な考え方のみ習得すれば答えが出せるとの誤解を生み、司法修習生の積極的な学修の妨げとなるおそれがあり、修習の目的が達成されないため、公にすることにより修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法5条6号）とする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

また、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件対象文書の第1章の部分は、実在の事件記録を題材として作成されたものであるとのことであり、その記載内容も踏まえて検討すれば、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが可能な場合があり得ることは否定できず、あるいは特定の個人を識別できないとしても、公になることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる（法5条1号）。そして、このことを踏まえれば、第1章の記載内容が公になった場合には、今後、実在の事件記録を題材として教材を作成することが困難となる事態を招きかねず、修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあると認められる（法5条6号）。

この点について、苦情申出人は、司法研修所の教材には市販されているも

のがあるにもかかわらず、それによって司法修習生の積極的な学修は妨げられておらず、また、事件記録教材や裁判記録教材も市販されているが、それによって特定の個人が識別されたり、個人の権利利益が害されたりするような事態は発生していない旨を主張する。しかしながら、本件対象文書については市販されていないことからすれば、不開示情報の検討に当たって、苦情申出人が指摘する市販教材と本件対象文書とを同視することは相当でなく、苦情申出人の主張は上記の判断を左右するものではない。

したがって、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分を除く部分については、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 原判断の妥当性について

以上のとおり、原判断については、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分を除く部分は法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、当該部分に係る判断は妥当であるが、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分は法5条に規定する不開示情報に相当するとは認められないから、開示すべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

第 1 章本編

1 ページ	はじめに 本文（参照箇所を示す部分を除く。）
2 ページ	①ステップ 1 標題
	②ステップ 1 Q 1 問題（参照箇所を示す部分を除く。）
	③ステップ 1 本文及び図
	④ステップ 2 標題
	⑤ステップ 2 Q 3 問題（参照箇所を示す部分を除く。）
	⑥ステップ 2 本文
3 ページ	①ステップ 2 Q 4 問題（参照箇所を示す部分を除く。）
	②ステップ 2 Q 5 問題（参照箇所を示す部分を除く。）
	③ステップ 2 本文及び図
4 ページ	ステップ 2 本文及び図（参照箇所を示す部分を除く。）
5 ページ	①ステップ 2 Q 6 問題（参照箇所を示す部分を除く。）
	②ステップ 2 本文及び図
6 ページ	①ステップ 2 本文及び図
	②ステップ 2 Q 7 問題（参照箇所を示す部分を除く。）
7 ページ	ステップ 2 本文
1 1 ページ	ステップ 5 図

第 2 章

目次	①第 2 の 1 標題
	②第 2 の 1 (1) 標題
	③第 2 の 1 (2) 標題
	④第 2 の 3 標題
	⑤第 3 の 1 標題

	⑥第3の2 標題
1 ページ	第1の2 本文2行目中28文字目から35文字目まで
2 ページ	①第1の2 本文1行目から9行目まで
	②第1の2 図1
5 ページ	①第2の1 標題
	②第2の1(1) 標題
	③第2の1(1) 本文1行目から17行目中32文字目まで
	④第2の1(1) 図2
	⑤第2の1(2) 標題
	⑥第2の1(2) 本文1行目から3行目まで
6 ページ	①第2の1(2) 本文1行目及び2行目
	②第2の1(2) 図3及び図4
7 ページ	第2の2 図5
9 ページ	①第2の3 標題
	②第2の3 本文3行目から9行目まで, 13行目及び14行目
	③第2の3 図6
10 ページ	①第2の3 図7及び図8
	②第2の3 本文10行目及び11行目
11 ページ	①第3の1 標題
	②第3の1 本文1行目から5行目まで
12 ページ	①第3の1 図9
	②第3の1 本文1行目から4行目まで及び5行目中29文字目から9行目まで
13 ページ	①第3の2 標題

	②第3の2 本文1行目から13行目まで
	③第3の2 図10
16ページ	第4の1(1) 図11及び図12
25ページ	第5の2(2) 図13